証券コード 5214

第106期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年３月28日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

開催場所

滋賀県大津市御殿浜15番８号
NIHO
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役賞与の支給の件
第６号議案　取締役の賞与限度額設定の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限
2025年３月27日（木曜日）午後５時まで

日本電気硝子株式会社



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社長　岸本　暁

企業理念

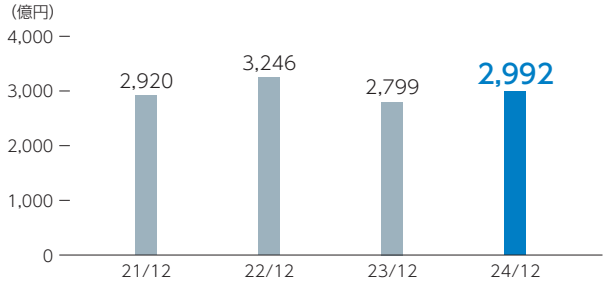
ガラスの持つ無限の可能性を引き出し、
モノづくりを通して、豊かな未来を切り拓きます。

GLASS FOR FUTURE

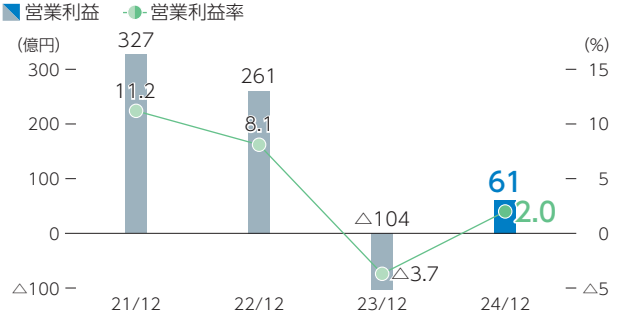
わたくしたちは、創業の精神を企業活動の根本に据え、持続的成長を図るべく企業理念を定めました。
ガラスは、材料設計・溶融・成形・加工といった技術により、様々な特性や機能を持たせることができる優れた素材です。
ガラスの持つ新しい可能性を引き出し、社会や生活をより快適に、より豊かにしたい、そんな想いを込めています。

連結財務ハイライト

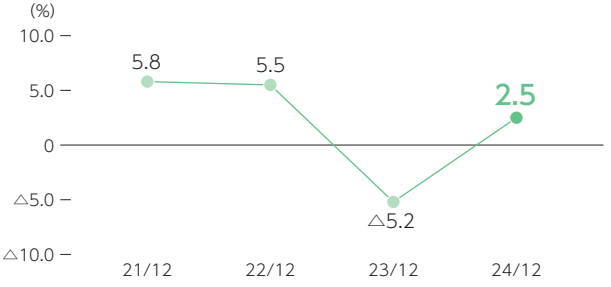
売上高



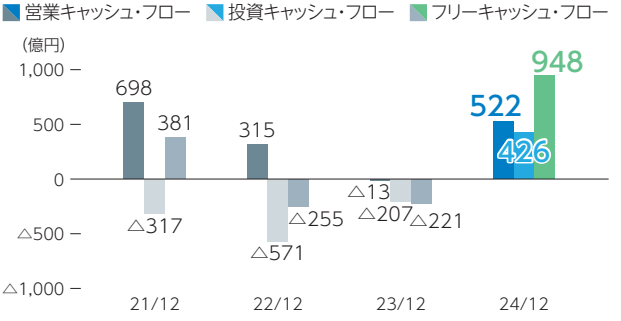
営業利益・営業利益率



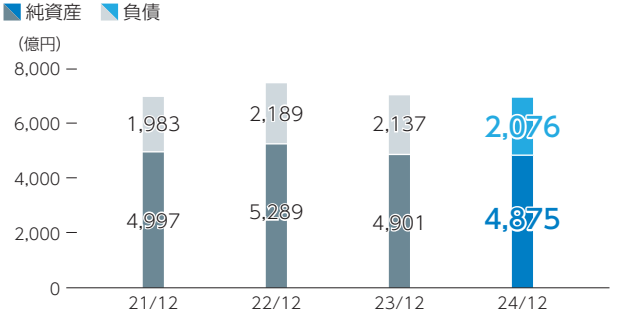
ROE（自己資本利益率）



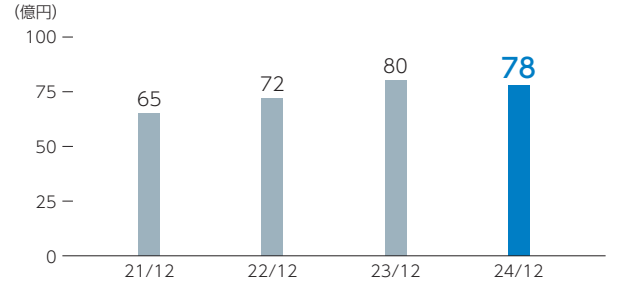
キャッシュ・フロー



純資産・負債



研究開発費

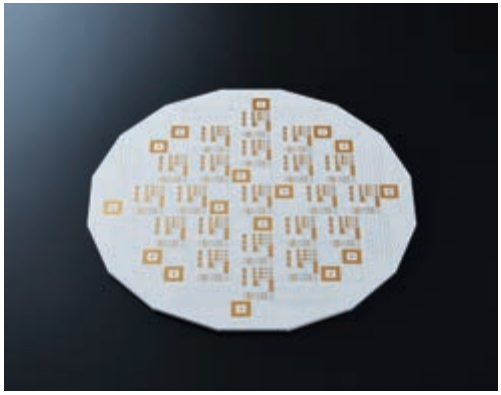


次世代半導体関連製品の開発、販売が進展

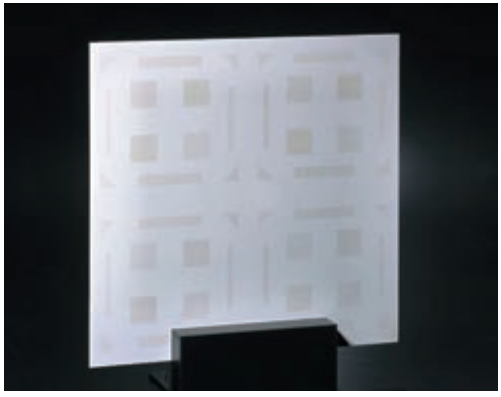
近年、データセンターの需要や、生成AIの普及に伴い、これらに使用される半導体には更なる高性能化が求められています。2024年度は、スマートフォンやAI用データセンター向け半導体の生産ラインでキャリアガラスとして使用される「半導体用サポートガラス」の販売が拡大しました。また、半導体チップを電気的に検査するための装置で使用される「プローブカード用基板」がメモリー向けで採用され、量産出荷を開始しました。開発品では、チップレット技術で注目されるガラスコア向け製品として、「GCコア™」、「ガラスコア基板」の２製品を発表しました。今後も高い市場成長が見込まれる半導体分野において、設備投資と製品開発を推進していきます。



半導体用サポートガラス



プローブカード用基板



GCコア™



ガラスコア基板

(証券コード：5214)
2025年３月６日

株　主　各　位

滋賀県大津市晴嵐二丁目７番１号
日本電気硝子株式会社
取締役会長　松　本　元　春

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、事業報告等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の特設ウェブサイトに掲載していますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

特設ウェブサイト
https://d.sokai.jp/5214/teiji/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しています。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本電気硝子」又は「コード」に当社証券コード「5214」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2025年３月28日（金曜日）午前10時**
2 場　　所	**滋賀県大津市御殿浜15番８号** **NIHO**
3 目的事項	**報告事項**　1. 第106期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第106期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　**第１号議案**　剰余金の配当の件 **第２号議案**　取締役７名選任の件 **第３号議案**　監査役１名選任の件 **第４号議案**　補欠監査役１名選任の件 **第５号議案**　取締役賞与の支給の件 **第６号議案**　取締役の賞与限度額設定の件

《議決権行使についてのご案内》



当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら**議決権行使書用紙を会場受付にご提出**ください。



郵送による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2025年３月27日（木曜日）午後５時までに到着**するようにご返送ください。



インターネット等による議決権行使の場合

詳細につきましては次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、**2025年３月27日（木曜日）午後５時までに議案に対する賛否をご入力**ください。

1．書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2．インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3．書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以　上

- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容を上記インターネット上の特設ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

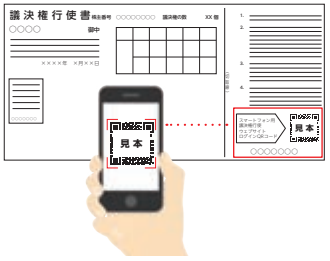
［中間期の「中間報告書」及び期末の「年次報告書」につきましては、他の開示資料と内容が一部重複しており、主要な情報は当社ウェブサイトにて開示させていただいていることから、発行を廃止いたします。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。］

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した配当を継続することを基本とし、業績、財務状況等を勘案しながら配当金額を決定しています。

当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおり１株につき65円とさせていただきたいと存じます。この結果、中間配当金65円と合わせ、当事業年度の年間配当金は１株につき130円となり、前事業年度の年間配当金１株につき120円から10円の増配となります。

(1) 配当財産の種類
　金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金65円　　総額5,246,520,305円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2025年３月31日

(ご参考) 株主還元方針

中期経営計画EGP2028（期間：2024年度から2028年度まで）において、以下のとおり株主還元方針を定めています。

考え方	● 業績の変動に大きく左右されることなく長期的に安定した配当を継続することを基本とする。 ● 財務の安定性と資本効率性を考慮してバランスシートを管理するとともに、将来の成長に期した内部留保を確保しながら、株主還元の充実を図る。
配当	● 継続的な配当の拡大…目標DOE３％。安定配当を基本としつつ、業績、財務状況、成長投資等を踏まえ配当を拡充。
自己株式取得	● 資本効率向上に向けて、2023年11月から2028年12月末までの間（約５年間）、総額1,000億円の自己株式の取得を計画。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員９名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、取締役会における監督機能の強化のため、取締役会構成メンバーを見直しました。つきましては、２名減員し、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		性別	現在の当社における地位	取締役在任年数（本総会終結時）	取締役会への出席状況（第106期）
1	松本 元春（まつもと はる）	再任	男性	取締役会長（代表取締役）	13年９か月	14/14回 100%
2	岸本 暁（きしもと あきら）	再任	男性	社長（代表取締役）	2年	14/14回 100%
3	森井 守（もりい まもる）	再任	男性	取締役	３年	14/14回 100%
4	裏出 令子（うらで れいこ）	再任 社外 独立	女性	取締役	6年	14/14回 100%
5	伊藤 博之（いとう ひろゆき）	再任 社外 独立	男性	取締役	５年	14/14回 100%
6	伊藤 好生（いとう よしお）	再任 社外 独立	男性	取締役	３年	14/14回 100%
7	青砥 なほみ（あおと）	再任 社外 独立	女性	取締役	1年	11/11回 100%

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

（注）青砥なほみ氏の取締役会への出席状況は、2024年３月に同氏が取締役に就任してからの回数を記載しています。

候補者番号 1

松本 元春（まつもと もとはる）（1957年５月30日生）

再任



所有する当社の株式数
35,100株

取締役会への出席状況
14回/14回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月　当社入社
2007年 4月　執行役員就任
2011年 6月　取締役就任
　　常務執行役員就任
2013年 4月　専務執行役員就任
2015年 3月　代表取締役 社長就任
　　社長執行役員就任
2023年 1月　代表取締役 取締役会長就任（現任）

取締役候補者とした理由

松本元春氏は、英国や米国の子会社社長、当社経理部長及びディスプレイ事業本部長を歴任したのち、８年間、社長として、事業基盤の強化、革新的製造プロセス技術の開発等、当社グループの事業の安定化を推し進め、また、成長市場における積極的な投資などの施策を着実に実行してきました。2023年１月からは、取締役会長として取締役会の議長を務めるとともに、対外関係を中心に代表取締役としての役割を果たしています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号 2

岸本 暁（きしもと あきら）（1962年12月13日生）

再任



所有する当社の株式数
6,600株

取締役会への出席状況
14回/14回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月　当社入社
2012年 4月　電子部品事業本部電子部品事業部長
2013年 4月　執行役員就任
2016年 1月　電子部品事業本部長
2017年10月　コンシューマーガラス事業本部長
2019年 1月　常務執行役員就任
2023年 1月　社長執行役員就任（現任）
2023年 3月　代表取締役 社長就任（現任）

執行役員の業務分掌

担当：監査

取締役候補者とした理由

岸本暁氏は、電子部品事業本部長及びコンシューマーガラス事業本部長を歴任し、各事業において、グローバルな生産体制の構築、製品開発力の強化に取り組んできました。社長執行役員就任後、事業構造改革や開発体制の見直しなどを進め、2024年には「EGP2028」を策定し、「世界一の特殊ガラスメーカー」の実現に向けた施策に取り組んでいます。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号 3 **森井 守**（もりい まもる）（1962年８月18日生）

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2014年 6月 経理部長
2017年 1月 執行役員就任
2021年 1月 常務執行役員就任（現任）
2022年 3月 取締役就任（現任）

執行役員の業務分掌

統括：総務、人事、経理、資材、情報システム
担当：企業戦略、マーケティング、営業管理、東京支社、貿易管理

所有する当社の株式数
9,000株

取締役会への出席状況
14回/14回
(100%)

取締役候補者とした理由

森井守氏は、経理部長など管理部門において要職を歴任し、海外進出プロジェクトへの参画や中国子会社の副総経理を務めるなど、グループ経営に関する豊富な経験と識見を有しています。また、現在は、コーポレート部門を統括する取締役常務執行役員として、当社グループのグローバルな事業戦略や財務などの分野において、経営の一翼を担っています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号 4 **裏出 令子**（うらで れいこ）（1953年２月６日生）

再任 社外 独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年 4月 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
2018年 4月 同大学名誉教授（現任）
同大学複合原子力科学研究所特任教授（現任）
2019年 3月 当社取締役就任（現任）

（重要な兼職の状況）
国立大学法人京都大学名誉教授、国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授

所有する当社の株式数
なし

取締役会への出席状況
14回/14回
(100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

裏出令子氏は、農学出身の理系研究者として実績を残すとともに、同分野の人材育成にも携わってこられ、専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者番号 5 **伊藤 博之**（いとう ひろゆき）（1965年11月20日生）

再任 社外 独立



所有する当社の株式数
なし

取締役会への出席状況
14回/14回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 4月 国立大学法人滋賀大学経済学部教授
2020年 3月 当社取締役就任（現任）
2020年 4月 国立大学法人滋賀大学 名誉教授（現任）
学校法人大阪経済大学 経営学部教授（現任）

（重要な兼職の状況）
国立大学法人滋賀大学名誉教授、学校法人大阪経済大学経営学部教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤博之氏は、経営学者として企業経営の研究に関する専門的な知識、豊富な経験を有されています。特に、企業統治や経営組織の分野において実績を残すとともに、同分野の人材育成にも携わってこられました。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者番号 6 **伊藤 好生**（いとう よしお）（1953年３月18日生）

再任 社外 独立



所有する当社の株式数
なし

取締役会への出席状況
14回/14回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）入社
2014年 6月 同社代表取締役専務就任
2017年 4月 同社代表取締役副社長就任
2017年 6月 同社代表取締役副社長執行役員就任
2019年 6月 同社退職
2022年 3月 当社取締役就任（現任）

（重要な兼職の状況）
亀田製菓株式会社社外取締役、一般社団法人日中経済貿易センター代表理事会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤好生氏は、パナソニック株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）代表取締役専務及び副社長執行役員を歴任されました。同社の経営に長年に亘って携わられ、会社経営に関する知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員長として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者番号 7

青砥（あおと） なほみ （1958年５月26日生）

再任　社外　独立



所有する当社の株式数
なし
取締役会への出席状況
11回/11回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	日本電気株式会社入社
2011年12月	エルピーダメモリ株式会社（現 マイクロンメモリ ジャパン株式会社）執行役員就任
2015年 4月	米国Micron Technology, Inc. テクノロジー・ディベロップメント部門DRAM・新メモリ プロセス開発部門長Sr. Director就任
2017年11月	マイクロンメモリ ジャパン株式会社テクノロジー・ディベロップメント部門DRAMプロセス開発部門長Sr. Director就任
2023年 8月	国立大学法人広島大学半導体産業技術研究所特命教授（現任） 国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター特任教授（客員）（現任）
2024年 3月	当社取締役就任（現任）

（重要な兼職の状況）
国立大学法人広島大学半導体産業技術研究所特命教授
国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター特任教授（客員）
ローツェ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青砥なほみ氏は、マイクロンメモリ ジャパン株式会社の前身であるエルピーダメモリ株式会社の執行役員やマイクロンメモリ ジャパン株式会社の技術開発部門の責任者を歴任されました。グローバル企業の技術開発部門において実績を残すとともに人材育成にも携わってこられ、技術開発に関する専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かし、業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しています。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただく予定です。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、執行役員制度を採用しています。「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務分掌を記載しています。
3．青砥なほみ氏の戸籍上の氏名は、太田なほみです。
4．裏出令子、伊藤博之、伊藤好生及び青砥なほみの４氏は、当社が定める独立性判断基準（16頁ご参照）を満たしており、その独立性に問題はないと判断しています。また、各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。
5．当社は、裏出令子、伊藤博之、伊藤好生及び青砥なほみの４氏との間でそれぞれ会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しています。各氏の再任が承認された場合は、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定です。
6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年４月に更新の予定です。当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役應治雅彦氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

成田（なりた） 利治（としはる）（1968年５月13日生）

新任



所有する当社の株式数
300株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年　4月　当社入社
2010年10月　技術部参事
2025年　1月　社長付（現任）

監査役候補者とした理由

成田利治氏は、長年当社のガラス材料の調査や分析などの業務に携わってきており、各事業分野のビジネスにも精通しています。事業全般に関する知見と業務で培った調査や分析の能力を活かして、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものです。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年４月に更新の予定です。当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。成田利治氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

(ご参考) 第２号議案・第３号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

取締役会としての機能向上のために、取締役・監査役に特に発揮を期待する知識・経験・能力を整理しています。今般、当社グループの中期経営計画EGP2028実現に向け、取締役・監査役に期待する知識・経験・能力を再検討し、改めて選定しました。今後も、外部環境の変化や新たな中期経営計画の作成時等に見直しの要否を検討します。

氏名	会社における地位	社外独立	性別	指名・報酬諮問委員会(◎は委員長)	主な知識・経験・能力						
					企業経営・事業戦略	財務・会計	法務・コンプライアンス	開発・製造プロセス・品質	営業・マーケティング	グローバル	サステナビリティ
松本　元春	取締役会長(代表取締役)		男性	○	○	○	○		○	○	○
岸本　暁	社長(代表取締役)		男性	○	○		○	○	○	○	○
森井　守	取締役		男性		○	○	○		○	○	○
裏出　令子	取締役	○	女性	○				○			○
伊藤　博之	取締役	○	男性	○	○		○				
伊藤　好生	取締役	○	男性	◎	○			○	○	○	
青砥なほみ	取締役	○	女性	○				○		○	
林　嘉久	常勤監査役		男性				○				○
成田　利治	常勤監査役		男性					○			○
矢倉　幸裕	監査役	○	男性			○	○				
印藤　弘二	監査役	○	男性				○				

（注）会社における地位及び指名・報酬諮問委員会の委員、委員長は、本総会後のもの（本総会終結後の取締役会・監査役会にて選定予定）を記載しています。

スキル	スキルを選定した理由
企業経営・事業戦略	持続的成長と企業価値向上の実現に向け、ポートフォリオマネジメントを含む経営計画や戦略的方針を判断するには、企業経営・事業戦略に関する知識・経験・能力が必要である。
財務・会計	正確な財務報告に加え、企業価値を高めるために、効率的な事業運営や資本の効率的な活用が重要であり、この財務戦略策定・遂行には、財務・会計に関する知識・経験・能力が必要である。
法務・コンプライアンス	事業活動における適切なガバナンス、コンプライアンスの実践、取締役会における経営監督の実効性向上のために、法務・コンプライアンスに関する知識・経験・能力が必要である。
開発・製造プロセス・品質	材料開発・プロセス開発・製品開発の一体的な開発、製品開発と事業化のスピードアップを図り、既存事業の強化・戦略事業の拡大のためには、開発・製造プロセス・品質に関する知識・経験・能力が必要である。
営業・マーケティング	「大切にしている価値観」のうち「お得意先第一」を実現し、既存事業の強化・戦略事業の拡大のために、ニーズ・シーズにスピーディに対応することが必要であり、営業・マーケティングに関する知識・経験・能力が必要である。
グローバル	目指すべき企業像「世界一の特殊ガラスメーカー」の実現、中期経営計画の実現のためには、海外ビジネス展開の加速が不可欠であり、国ごとの文化や多様性を深く理解し尊重する必要がある。
サステナビリティ	近年、気候変動、人的資本、人権への対応等、企業の持続的成長のための課題が増加し、企業活動を通した社会課題解決や情報開示の充実といった社会的要請も強まってきている。これらに対応していくため、サステナビリティに関する知識・経験・能力が必要である。

（ご参考）　社外役員の独立性判断基準

当社は社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、以下のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

1. 現在又は過去10年間において、当社及び当社の子会社の業務執行者（注1）であった者
2. 当社並びに当社子会社（以下「当社グループ」と総称する）の主要な取引先（注2）又はその業務執行者
3. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
4. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
6. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから多額の寄付（注4）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
8. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9. 過去３年間において、上記２から８までに該当していた者
10. 上記２から９に該当する者（重要な地位にある者（注5）に限る）の配偶者又は二親等以内の親族

（注１）業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

（注２）当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度において（ｉ）当社グループと取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの連結売上高の２%を超える者をいう（ii）取引先からの当社グループの借入額が、連結総資産の２%を超える者をいう。（当社グループが借入れをしている金融機関については当社グループの資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る。）

（注３）多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の２%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）

（注４）多額の寄付とは、過去３事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の直近事業年度における総収入額の２%のいずれか高い方の額を超える寄付をいう。

（注５）重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合には、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、その記載を省略しています。

＜株主の議決権行使に影響を及ぼさないものと判断する軽微基準＞

1. 取引
   ・直近事業年度において、当社グループと取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれもの連結売上高の１%未満であること
2. 寄付
   ・直近事業年度において、年間500万円又は当該組織における総収入額の１%のいずれか高い方の額を超えないこと

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。
補欠監査役候補者は次のとおりです。

大石（おおいし） 歌織（かおり）（1977年４月21日生）

社外　独立



所有する当社の株式数
な し

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年10月　弁護士登録
北浜法律事務所（現 北浜法律事務所・外国法共同事業）入所

2013年　1月　北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー就任（現任）

（重要な兼職の状況）
北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー
株式会社PALTAC社外取締役
東和薬品株式会社社外取締役（監査等委員）
エスリード株式会社社外取締役

補欠社外監査役候補者とした理由

大石歌織氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．大石歌織氏は、補欠社外監査役候補者です。同氏は、当社が定める独立性判断基準（16頁ご参照）を満たしており、同氏の独立性に問題はないと判断しています。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。なお、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。
３．当社は、大石歌織氏が社外監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年４月に更新の予定です。当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。大石歌織氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第５号議案　取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役５名に対し、業績等を勘案し、取締役賞与総額6,000万円を支給することといたしたく存じます。

本議案は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿い、相当なものであると判断しています。また、取締役賞与総額は、社外取締役が委員長を務め、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定し、本総会にお諮りするものです。

第６号議案　取締役の賞与限度額設定の件

当社の取締役の報酬等は、定額報酬である月額（固定）報酬と、変動報酬である賞与・譲渡制限付株式報酬で構成しています。このうち、月額報酬については、2000年６月29日開催の第81期定時株主総会において、月額2,800万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）で支給することについてご承認いただいています。また、譲渡制限付株式報酬については、2019年３月28日開催の第100期定時株主総会及び2022年３月30日開催の第103期定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除きます。）に、年額１億円以内で支給することについてご承認いただいています。取締役賞与につきましては、これまで定時株主総会において都度、その支給総額をご承認いただいたうえで支給していました。

今般、取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対する賞与につきまして、上記の月額報酬及び譲渡制限付株式報酬とは別に限度額を新たに設けることとし、経済情勢等諸般の事情を考慮の上、当該限度額を年額２億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたしたく存じます。今後、業績に連動して支給する取締役賞与につきましては、株主総会でご承認いただいた限度額の範囲内で、社外取締役が委員長を務め、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決議することといたしたく存じます。

なお、本議案は、指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており、相当なものであると判断しています。

現在の対象取締役の員数は５名でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は３名となります。

以　上

事業報告 (2024年１月１日から2024年12月31日まで)

１．企業集団の現況に関する事項

(１) 事業の経過及びその成果

全般的基調

売上高	営業利益
299,237百万円	6,120百万円
前期 279,974百万円	前期 △10,420百万円

経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
12,417百万円	12,091百万円
前期 △9,480百万円	前期 △26,188百万円

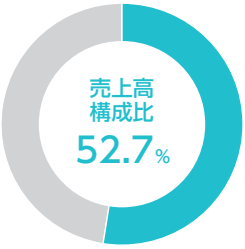
当連結会計年度においては、世界経済は、中東情勢などの地政学リスクの高まりを背景に物価上昇が続きました。また、中国をはじめとした諸外国の景気停滞、欧米における高い金利水準の継続や当初想定以上の円安を受けて、厳しい事業環境が続きました。

このような環境のもと、販売数量の増加や価格の引き上げ等により、売上高は前連結会計年度（2023年１月１日～12月31日）を上回りました。営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に実施した事業構造改革の効果等により、全て黒字に転換しました。

部門別の売上高の状況は次のとおりです。

電子・情報 （ディスプレイ事業、電子デバイス事業）

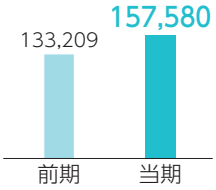
売上高 157,580百万円　前期比 18.3%増



ディスプレイ事業は、当第３四半期連結会計期間（2024年７月１日～９月30日）に入り需要が軟化したものの、おしなべて堅調な需要が継続しました。また、販売価格の引き上げも相まって、売上高は前連結会計年度を上回りました。電子デバイス事業は、半導体向け製品の需要が好調に推移し、その他の製品の需要も緩やかな回復が続いたことから、売上高は前連結会計年度を上回りました。

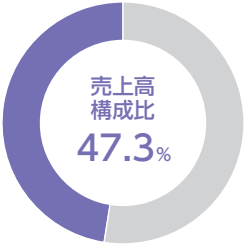
これらの結果、電子・情報の分野の売上高は1,575億80百万円（前連結会計年度比18.3%増）となりました。

売上高推移 （百万円）



機能材料 （複合材事業、医療・耐熱・建築事業）

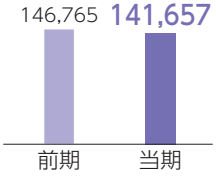
売上高 141,657百万円　前期比 3.5%減



複合材事業は、需要が回復しない中で厳しい競争環境が続き、販売が低迷したことから、売上高は前連結会計年度を下回りました。医療事業は、販売価格の引き上げを進めたこと等から、売上高は前連結会計年度を上回りました。耐熱事業は、需要が軟調なことから、売上高は前連結会計年度を下回りました。建築事業は、需要が堅調なことから、売上高は前連結会計年度を上回りました。

これらの結果、機能材料の分野の売上高は1,416億57百万円（前連結会計年度比3.5%減）となりました。

売上高推移 （百万円）



（2） 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は369億51百万円となりました。

電子・情報の分野においては、ディスプレイ事業及び電子デバイス事業の拡販に向けた設備対応とカーボンニュートラル対応（全電気溶融技術の展開等）に係る投資などを、機能材料の分野においては、主に製造設備の更新等のための投資を行いました。

（3） 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金及び運転資金であり、これらを自己資金及び借入金等でまかないました。

なお、当社は、機動的な調達を行うため、国内金融機関と総額250億円のコミットメントライン契約を締結しています。

（4） 主要な借入先（2024年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	204億円
三井住友信託銀行株式会社	142億円
株式会社三菱UFJ銀行	99億円

（5）対処すべき課題

《会社の経営の基本方針》

当社グループは、〖日本電気硝子　企業理念体系〗の下、世界一の特殊ガラスメーカーを目指し、材料設計、溶融、成形、加工といった技術により様々な特性や機能を持つガラス製品を開発、生産し、市場に潤沢に供給することにより、社会のニーズに応えていくことを経営の基本においています。

同時に、事業活動を行うにあたり重要と認識するCSR（企業の社会的責任）の重点課題を設定し活動を推進することにより、企業の社会的責務を果たしていきたいと考えています。これらの取り組みを通して、社会の発展に貢献するとともに企業アイデンティティの発信にも努め、企業価値の向上と持続的成長を図ってまいります。

〖日本電気硝子　企業理念体系〗

わたくしたちは、“文明の産物”の創造を通して社会に貢献するという創業の精神を、企業理念の底流をなすものと位置付けています。

企業理念

ガラスの持つ無限の可能性を引き出し、モノづくりを通して、豊かな未来を切り拓きます。

スローガン

GLASS FOR FUTURE

目指すべき企業像

世界一の特殊ガラスメーカー

大切にしている価値観

お得意先第一	お得意先のご要望を理解し、そのご要望にどこまでもお応えすること。
達成への執念	執念をもって、課題を為し遂げること。
自由闊達	前例にとらわれない自由な発想と、部門や世代にとらわれない自由な発言を尊重すること。
高い倫理観	いかなる局面においても、常に高い倫理観を持って誠実に行動すること。
自然との共生	自然と共存することを常に意識し、環境負荷の低減に努めること。

《目標とする経営指標》

将来に亘る事業の存続と発展を期するためには、継続的な研究開発と設備投資並びにこれらの活動を支える売上と利益が不可欠であると考えています。また、企業価値を高めるためには、効率的な事業運営や資本の効率的な活用が重要になります。このため、当社グループでは、売上高、営業利益、営業利益率、ROE（自己資本利益率）を重要な経営指標と位置付け、中期経営計画において目標値を設定しています。

《中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題》

上記基本方針の下、「電子・情報」の分野ではディスプレイ事業、電子デバイス事業などのビジネスを、また、「機能材料」の分野では複合材事業、医療事業、耐熱事業、建築事業などのビジネスを展開しています。中期経営計画の推進を通して、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築していきます。

＜展開する市場分野＞

自動車	：軽量化材料、照明、ディスプレイ、自動運転（カメラ・センサ等）、各種電子機器
エネルギー	：二次電池、再生可能エネルギーシステム
医療	：先進医薬容器、先端医療機器・設備
半導体	：次世代半導体材料（小型高精細・高機能）、半導体製造プロセス
ディスプレイ	：高機能ディスプレイ（高精細・薄型軽量・フレキシブル）
情報通信	：光通信デバイス（次世代高速通信対応）
社会インフラ	：高機能防火設備、高性能構造材料（安全・耐久・軽量）
家電・住設	：高機能家電・住設材料、多機能壁材

＜中期経営計画EGP2028＞

当社グループは、2024年度から2028年度までの５か年を対象期間とする中期経営計画EGP2028を策定しています。

スローガン

STRONG GROWTH

基本方針

既存事業の収益基盤強化と成長分野への積極的なリソース投入を推進し、持続的成長と企業価値向上を実現する。

期間

2024年１月１日～2028年12月31日（５か年）

経営目標

売上高	4,000億円（電子・情報1,900億円、機能材料1,600億円、新規事業500億円）
営業利益	500億円
営業利益率	12.5%
ROE	8%
目標達成年度	2028年度

【事業戦略】

①既存事業の強化（競争力向上による収益基盤強化）

・高付加価値製品の開発、事業化を強化する。
・全電気溶融技術を活用し、生産性・品質の向上を図る。
・強固な事業基盤を構築する（リソースの効率的な運用、DXの推進、調達の見直し、業務／製造プロセス改革等）。
・事業収益性の分析を徹底し、投資や縮小、撤退を判断する。

②戦略事業の拡大（成長分野へのリソース拡充）

・自社の強みを活かし、成長が期待できる分野へリソースを積極的に投入し戦略事業を拡大する。
・ガラスの付加価値を高めるデバイス事業を拡大する。
・エネルギー、医療、環境、食料分野を中心に、研究開発のリソースを拡充するとともに、大学や研究機関、ベンチャー企業等との連携を積極的に活用する。
・戦略的投資枠（５年間で500億円）を設定し、M&Aや戦略的提携、事業投資等を積極的に行う。

③調達リスクマネジメント

・経済情勢や物流の混乱等による調達リスクへ対応する（調達先・物流ルートの複数化、取引先との戦略的提携等）。

【財務戦略】

①政策保有株式の縮減

事業環境の変化等を考慮し、資本コストを踏まえた定量面と経営戦略等の定性面から保有の適否を検証し一層の縮減を進める。

②資産の圧縮

EGP2028や事業改革等の過程で生じたノンコア資産については、適宜、処分し資産効率の向上を図る。

③バランスシートの管理と株主還元の充実

財務の安定性と資本効率性を考慮してバランスシートを管理するとともに、将来の成長に期した内部留保を確保しながら、株主還元の充実を図る。

- 自己株式の取得
  資本効率向上に向けて、2023年11月から2028年12月末までの間（約５年間）、総額1,000億円の自己株式の取得を計画
- 継続的な配当の拡大：目標DOE３％
  安定配当を基本とし、業績、財務状況、成長投資等を踏まえ配当を拡充

【サステナビリティ戦略】

①カーボンニュートラルの推進

全電気溶融技術をはじめとする技術開発等を推進し、地球温暖化防止に貢献するとともに、持続的な成長と企業価値の向上を図る。

・全プロセスの電化を進める
・再生可能エネルギーへの投資と調達
・CO_2フリーエネルギー（水素等）の技術開発

②人材戦略

経営の基盤となる人材への投資を拡大するとともに、多様な人材が十分に能力を発揮できる職場環境を確保し、競争力の向上を図る。

・高度な知識や技術を持つ人材の採用と育成
・多様な人材の登用
・多様な人材が働きやすく、働きがいを感じる職場の整備

③サプライチェーンマネジメント

サプライチェーン全体で、環境、生物多様性、人権等に関して社会的責任を果たす取り組みを推進し、持続的な成長と企業価値の向上を図る。

＜中期経営計画EGP2028の進捗＞

当連結会計年度では、EGP2028において設定した課題に取り組み一定の成果を残すことができました。主な取り組みは以下のとおりです。

【事業戦略】

既存事業の強化と戦略事業の拡大を進めてきました。

・既存事業

ディスプレイ事業	化学強化専用超薄板ガラスDinorex UTG®の新規事業が複数スタート ・フォルダブルスマートフォン用カバーガラス ・スピーカー振動板（ダイヤフラム） 人工衛星ソーラーパネル用超薄板ガラス販売拡大 **今後の取り組み** ・全電気溶融炉への切り替え ・第10.5世代ガラス基板のシェア拡大 ・高耐熱性低熱収縮ガラス基板の生産性改善 ・超薄板ガラスの更なる用途拡大
電子デバイス事業	半導体関連製品の拡販、事業化、新製品開発が進展 ・半導体用サポートガラスの大幅な販売拡大 ・プローブカード用基板の量産出荷開始 ・無機コア基板（GCコア™、ガラスコア基板）の開発 **今後の取り組み** ・新製品の開発・早期の事業化 ・半導体関連製品の生産能力拡大 ・既存製品の品質向上と生産性改善 ・M&Aを含めた高付加価値事業の拡大

複合材事業	収益改善に向けて以下の取り組みを遂行　→　2025年度に赤字解消を狙う ・地域需要に対応したフレキシブルな生産体制構築と生産効率向上 ・カーボンニュートラルに貢献する製造プロセス技術の確立 ・フラットガラスファイバの品質向上とコストダウン ・電子材料用高機能ガラスファイバの開発
医療・耐熱・建築事業	収益改善に向けた取り組みとして、医薬用管ガラスで全電気溶融技術の量産技術を確立 **今後の取り組み** ・医療：全電気溶融技術による生産性・品質・エネルギー効率の改善 ・耐熱：独自の印刷技術を活かした高付加価値製品の拡販 ・建築：防火ガラス ファイアライト®新製品の拡販

・戦略事業

半導体関連では、当連結会計年度においてプローブカード用基板の量産出荷を開始しました。また、生成AI向けなど次世代半導体向けの無機コア基板（GCコア™、ガラスコア基板）の開発に成功しました。エネルギー関連では、全固体ナトリウムイオン二次電池については、2025年度中の量産・販売に向けてサンプルワークを行うとともに設備の立ち上げを進めています。また、高出力レーザー対応光アイソレーターを開発し拡販を進めています。このほか、長年培ってきたガラス製造に関する技術やノウハウを活かし、設備から制御システムまでオールインワンで提供可能なエンジニアリング事業を開始しました。

【財務戦略】

政策保有株式の縮減を進めるとともにノンコア資産の圧縮を進めてきました。

政策保有株式の縮減	４銘柄の株式を全数売却・1銘柄の株式を一部売却
藤沢事業場跡地の売却	事業再編のため2015年に閉鎖した事業場について、必要な環境対策を終えたため売却したもの
ディスプレイ事業の構造改革に伴う固定資産の売却	2023年５月公表の韓国拠点の清算に伴って発生したものの処分
その他	事業改革等の過程で生じたノンコア資産の処分

＜サステナビリティへの取り組み＞

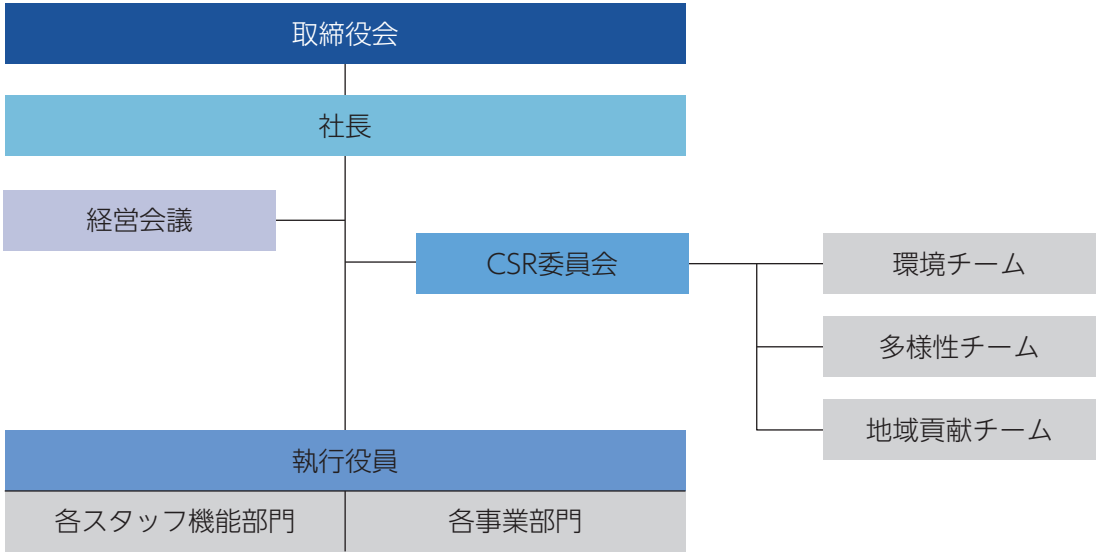
【サステナビリティ全般】

当社グループは、かねてより企業理念体系を基本に、企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目的として、「環境」、「多様性」、「地域」の３つをCSR（企業の社会的責任）の重点課題（マテリアリティ）に掲げ、「環境」は環境保全、「多様性」は人的資本、「地域」は地域貢献を主要テーマとしてサステナビリティの実現に向けて取り組んできました。

①ガバナンス

CSRに関する当社のガバナンス体制は図のとおりです。

（CSRの推進体制）



取締役会は、当社グループの経営に係る重要な事項の意思決定を行うとともに、業務執行を監督しています。CSRに係る経営課題においても、体制の構築、優先して取り組むべき課題とその解決に向けた施策及び目標の設定、業務執行責任者として社長が遂行する施策の評価、助言等を行います。取締役会には、社外役員（社外取締役４名、社外監査役２名）が参加しています。

社長は、業務執行責任者としてその任にあたり、取締役会の決定及び助言に基づき施策を実行しています。

経営会議は、会社の経営上の重要案件や取締役会の決定事項の具体的な実施施策等についての審議を行っています。

CSR委員会は、CSRの方向性や活動内容等について包括的に議論し、機動的に活動を展開する目的で設置しています。また、CSRの３つの重点課題（環境、多様性、地域）を軸として、ESGやSDGs等広くサステナビリティに関連する課題についても取り組んでいます。同委員会は、総務統括役付執行役員を委員長として、CSRに関係する部門長等で構成され、事務局を総務部に置いています。また、各重点課題の取り組みの実効性を高めるため、３つのワーキングチームを設置し、「環境チーム」は気候変動対応や環境保全、「多様性チーム」は人的資本や人権、「地域貢献チーム」は教育支援等を主要テーマに取り組んでいます。

CSR委員会の主な活動は、CSRに関わる基本方針の策定、重点課題の設定及び重点課題に対応するための諸施策の立案・審議・推進、情報開示の方針や開示内容等の立案・審議であり、適宜、経営会議及び取締役会への提言・報告を行っています。

②戦略

当社グループは、中期経営計画EGP2028において、サステナビリティ戦略としてカーボンニュートラルの推進、人材戦略、サプライチェーンマネジメントを掲げ、様々な取り組みを推進しています。

③リスク管理

当社グループでは、「内部統制の基本方針」に基づき定期的にリスク調査を行い、経営上のリスクの把握、対応等を行います。また、当社が重要と認識している当社グループの事業に関するリスクについては、担当部門又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行います。新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者を決定し対策を講じます。経営上特に重要な事項については、取締役会、経営会議で審議・報告します。CSR委員会の活動を通して特定・評価されたサステナビリティに関するリスクについては、当該リスク調査に統合されます。

【気候変動】

2021年11月に気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：TCFD※）の提言への賛同を表明し、気候変動が当社グループの事業にもたらすリスクと機会を分析し、財務面への影響とその対応を検討してきました。今後も継続的に分析を行い、情報開示の充実を図るとともに、カーボンニュートラル実行計画を着実に遂行していきます。

気候変動に関する開示については、当社ウェブサイトに掲載しています。

※2023年10月に解散し、国際財務報告基準（IFRS）財団がその役割を引き継いでいます。

URL https://www.neg.co.jp/sustainability/environment/climate/index.html

①ガバナンス

CSR委員会「環境チーム」が、TCFDの枠組みに基づき、スタッフ機能部門と事業部門へのヒアリングを行い気候関連のリスクと機会を特定又は見直し、シナリオ分析により事業インパクトを評価・レビューしています。当該リスクと機会の責任部門が、戦略レジリエンスの要であるカーボンニュートラル実行計画等を推進し、環境チームが定期的に進捗を確認しCSR委員会に報告します。CSR委員会は、サステナビリティ推進の観点から当該報告事項に関し各部門への支援内容を立案・審議・推進するとともに、情報開示の方針や開示内容等の立案・審議を行い、適宜、経営会議及び取締役会へ提言・報告を行います。

②戦略

CSR委員会「環境チーム」は、シナリオ分析に1.5℃／2℃シナリオ及び4℃シナリオを使用し、2030年時点を想定した事業インパクトを評価しました。当社グループでは、気候関連リスクの主たる対応として、カーボンニュートラル実行計画を推進しています。気候関連のリスクと機会及び対応策の詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

URL https://www.neg.co.jp/sustainability/environment/climate/index.html

③リスク管理

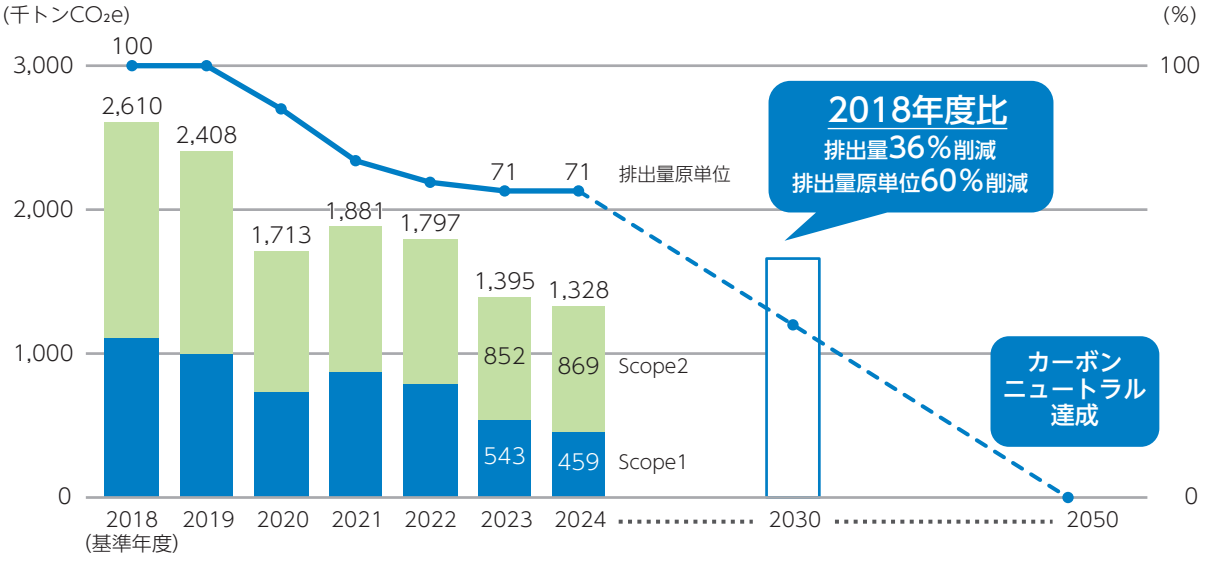
上記①及び②のプロセスを経て特定及び評価された気候関連のリスクと機会及び対応策は、「内部統制の基本方針」に基づき、定期的に行われる当社グループのリスク調査に統合されるとともに、担当部門が対応策を推進します。

④指標及び目標

今日、気候変動への対応が地球規模の重要課題となる中、今後も持続可能なモノづくりを追求するとともに、気候変動に的確に対応するため、2022年２月に2030年におけるCO_2排出量削減目標（Scope１＋２）と2050年までのカーボンニュートラル達成を公表し、全電気溶融設備の水平展開や省エネ設備への切り替え、再生可能エネルギーへの投資等、野心的な施策を推進しています。また、Scope３についても排出量算定のための仕組みを構築し、排出量を開示しています。

当連結会計年度は、主にディスプレイ事業及び複合材事業で前連結会計年度に実施した事業構造改革により、CO_2排出量（Scope１＋２）は前連結会計年度と比べて減少しました。CO_2排出量原単位（Scope１＋２）は前連結会計年度から横ばいとなりました。

CO_2排出量及び削減目標（Scope１＋２）
2030年度に　　CO_2排出量（Scope１＋２）36％削減、
　　排出量原単位※（Scope１＋２）60％削減 (2018年度比)
2050年度までに　カーボンニュートラルの達成
※生産重量比



※2024年度の数値は暫定値です。確定値は2025年５月発行予定の「統合レポート2024」で報告します。

CO_2排出量の実績（Scope３、2023年度）
1,478千トンCO_2e
※カテゴリごとの排出量については、当社ウェブサイトに掲載しています。

URL https://www.neg.co.jp/sustainability/environment/climate/index.html

【人的資本】

①ガバナンス

CSR委員会「多様性チーム」の主管部門である人事担当部門が、人事統括役付執行役員の下、人材採用、人材育成及び社内環境整備に関する諸施策の取り組みを、また、同じく主管部門である資材担当部門が、資材統括役付執行役員の下、サプライチェーンにおける人権や環境等のリスクの特定・評価と対応を行い、各々当該取り組み状況を定期的にCSR委員会に報告します。CSR委員会は、サステナビリティ推進の観点から当該報告事項に関し各部門への支援内容を立案・審議・推進するとともに、情報開示の方針や開示内容等の立案・審議を行い、適宜、経営会議及び取締役会へ提言・報告を行います。

②戦略

当社では、目指すべき企業像「世界一の特殊ガラスメーカー」を実現するため、「あらゆるステージで世界一のパフォーマンスを発揮できる人」を“目指す人材像”として設定し、人材育成に努めています。また、性別、人種、障害の有無を問わず多様な人材による総合力が企業成長の原動力であると考え、多様な人材の採用や、各々が健康で安全に働ける職場環境の整備に努めています。当社の人材採用、人材育成、社内環境整備、サプライチェーン管理の各方針については次のとおりです。

１）人材採用方針

当社では、新卒採用人数の拡大に加え、高い専門性を持つ人材のキャリア採用や研究者のつながりを通じた採用、リファラル採用による地域に根差した人材の獲得などを行っています。さらに、一度退職した従業員の再入社の窓口を設けるなど、人材流動化が加速する中においても、幅広い入り口で多様な人材の確保を目指しています。また、当社グループは1980年に全国６番目となる障害者雇用促進のための特例子会社を設立するなど障害者雇用にも積極的に取り組んでいます。

2）人材育成方針

当社が目指す人材像には、豊かな教養・高い倫理観・誠実な行動といったビジネスパーソンとして必須の要件に加え、プロ意識・チャレンジ精神・主体的行動力・変革力・達成への執念といった強いマインドが必要であると考えています。このような人材を育成するため、実戦経験を積めるOJTを基本に据え、若手層から経営層に至る定期的な階層別研修、グローバル人材研修、業務直結型のスキル系研修、自己啓発・資格取得支援プログラムなど、中長期スパンで着実に成長を実現できる研鑽の場を設けながら、人材のレベルアップを図っています。

3）社内環境整備方針

当社グループでは、性別、人種、障害の有無を問わず多様な人材による総合力が企業成長の原動力であると考え、各々が健康で安全に働ける職場環境の整備に努めています。これを実現するため、多様な人材の採用を進めるとともに、「人材の定着・活躍推進」、「健康経営」を重要課題として位置づけ、職場環境や制度の整備を進めています。

・人材の定着・活躍推進

人材の定着・活躍推進では、「多様な働き方の拡大」、「次世代育成支援・女性活躍推進」、「高齢者人材の活用」、「海外にルーツを持つ従業員の活躍推進」を主要テーマに取り組んでいます。

「多様な働き方の拡大」については、在宅勤務制度、フレックスタイム制度など働き方の選択肢を増やし、多様で柔軟な働き方を実現する制度の導入を積極的に進めています。「次世代育成支援・女性活躍推進」では、管理職を含む女性リーダーの育成や、“プラチナくるみん”（子育て支援優良企業）認定を取得し、女性従業員の活躍を後押ししています。「高齢者人材の活用」では、意欲と能力のある人材が活躍できるよう、給与水準の引き上げとともに、職務の大きさや評価に応じた処遇制度の整備を進めています。「海外にルーツを持つ従業員の活躍推進」では、増加する国内拠点の外国人従業員に対するメンター制度や日本語教育の充実等によるコミュニケーション支援を行っています。

・健康経営

当社では、全ての従業員の健康増進を図ることが企業成長につながるとの「健康経営」の考えを基本とした活動を展開しています。健康経営戦略マップを策定し、「一人ひとりがいきいきと働くことができる会社に」を旗印に、従業員意識調査、メンタルヘルスケア等の研修、健康づくり活動、災害ゼロを目指す安全衛生活動等の取り組みを推進しています。これらの効果を測定するため、KPIを設定し目標管理をしています。

4）サプライチェーン管理

サステナビリティの実現には、サプライチェーン全体で取り組みを進めることが必要です。当社グループでは、グループ企業行動規範において、サプライチェーン全体で環境、生物多様性、人権等に関して社会的責任を果たす取り組みに努めることを定めています。また、サプライチェーンガイドラインを策定し、法令遵守、人権・労働、安全衛生、環境等に関してサプライチェーンで問題が発生しないように取引先調査等を行うとともに、取引先説明会を開催し取引先とのコミュニケーション向上に努めています。

また、サプライチェーンにおける人権問題についての相談窓口を開設し、相談受付範囲をサプライチェーン全体へ拡大しました。

③リスク管理

上記①のプロセスを経て特定・評価された人的資本・多様性に関するリスク及び対応策は、「内部統制の基本方針」に基づき定期的に行われる当社グループのリスク調査に統合されるとともに、担当部門が対応策を推進します。

④指標及び目標

指　　標	目　　標	実績 (2024年度)
女性採用比率（新卒総合職）(注1)	25%以上	28.6%
女性管理職比率（当社）	2028年までに2.0%以上	1.3%
女性管理職比率 （当社及び国内外連結子会社）	2028年までに10.0%以上	11.9%
障害者雇用率 (注2)	法定雇用率（2024年：2.5%）を超える4.6%以上	3.9%
プレゼンティーイズム損失割合 (注1) (注3)	2026年に23%未満	26.7%
メンタル休業割合 (注1) (注4)	2026年に１%未満	1.3%

（注）１．目標と実績は当社のものです。
２．目標と実績は当社及び国内連結子会社の合計です。
３．プレゼンティーイズム損失割合とは、出社しているものの、何らかの健康問題に起因して生産性が損失している割合をいいます。
４．メンタル休業割合とは、全従業員に占めるメンタル不調による休業者数の割合をいいます。

【地域貢献】

永続的な事業活動には地域との融和が不可欠であり、地元人材への教育支援や地域活動への積極的な参画、地域社会に対する支援を中心に地域貢献に取り組んでいます。CSR委員会「地域貢献チーム」が当該活動を統括し、関係部門とともに年間計画の策定、推進、課題への対応等を行っています。

教育支援では、滋賀県立大学や京都大学における寄附講座、滋賀県小学５年生対象の「びわ湖フローティングスクール事業」への支援、小中学生対象の出前授業等を行っています。地域活動では近隣の清掃や植栽、納涼祭等のイベント開催を、また地域社会への支援では滋賀県内の子ども食堂に対する書籍寄附等を実施しています。海外拠点においても、各国、各地域の文化や風習に即した地域貢献活動を展開しています。今後も、地域のニーズを踏まえ活動していくことで、当社グループの企業価値向上につなげていきます。

（6） 財産及び損益の状況の推移

区　分	第103期 (2021.1～2021.12)	第104期 (2022.1～2022.12)	第105期 (2023.1～2023.12)	第106期 (2024.1～2024.12)
売上高	292,033百万円	324,634百万円	279,974百万円	299,237百万円
営業利益又は営業損失(△)	32,779百万円	26,184百万円	△10,420百万円	6,120百万円
経常利益又は経常損失(△)	44,979百万円	34,058百万円	△9,480百万円	12,417百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	27,904百万円	28,167百万円	△26,188百万円	12,091百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	290円98銭	302円76銭	△282円90銭	141円67銭
総資産	698,129百万円	747,907百万円	703,917百万円	695,163百万円
純資産	499,742百万円	528,912百万円	490,130百万円	487,559百万円
1株当たり純資産額	5,321円77銭	5,635円52銭	5,463円53銭	5,996円61銭

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）等を第104期の期首から適用しており、第104期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっています。

（7） 重要な子会社の状況（2024年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	1,303百万マレーシアリンギット	100%	電子・情報及び機能材料の分野におけるガラスの製造、販売
電気硝子（上海）有限公司	31百万米ドル	100%	電子・情報の分野におけるガラスの加工、販売
電気硝子（厦門）有限公司	2,745百万人民元	100%	電子・情報の分野におけるガラスの製造、販売
エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ，LLC	100米ドル	100%	機能材料の分野におけるガラスの製造、販売

（注）１．電気硝子（上海）有限公司は、当社の売上高における重要性が高まった結果、新たに重要な子会社に該当することになりましたので、上表中に記載しています。
２．坡州電気硝子株式会社は、当社の売上高における重要性が相対的に低下したため、重要な子会社より除外しました。
３．当連結会計年度末の連結子会社は、上記の重要な子会社４社を含め合計24社です。

（8） 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

区　分	製品分類	主要製品名
電子・情報	ディスプレイ	液晶ディスプレイ用ガラス 有機ELディスプレイ用ガラス 化学強化専用ガラス Dinorex®
	電子デバイス	半導体プロセス用ガラス LTCC製品 機能性粉末ガラス イメージセンサ用板ガラス 小型電子部品用管ガラス 光エレクトロニクス用ガラス 蛍光体ガラス ルミファス®
機能材料	複合材	機能樹脂強化用チョップドストランド 建築材料用ウェットチョップドストランド 樹脂強化用ローピング 自動車用チョップドストランドマット セメント強化用耐アルカリ性ガラスファイバ WizARG™
	医療	医薬用管ガラス 放射線遮蔽用ガラス LXプレミアム
	耐熱	超耐熱結晶化ガラス ネオセラム® 調理器トッププレート用超耐熱結晶化ガラス StellaShine®
	建築	防火設備用ガラス ファイアライト® ガラスブロック 結晶化ガラス建材 ネオパリエ®
	その他	照明用ガラス ガラス製造機械

(9) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	滋賀県大津市
大阪営業所	大阪市淀川区
東京営業所	東京都港区
大津事業場	滋賀県大津市
滋賀高月事業場	滋賀県長浜市
能登川事業場	滋賀県東近江市
精密ガラス加工センター	滋賀県草津市

② 子会社

会社名	所在地
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシアセランゴール州
電気硝子（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
電気硝子（厦門）有限公司	中華人民共和国福建省
エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ，LLC	米国ノースカロライナ州

(10) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,498名	80名減

（注）1．従業員数は、就業人員です。
2．当社の従業員数は、1,746名（前事業年度末比33名増）です。

2．会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

（1） 発行可能株式総数 240,000,000株

（2） 発行済株式の総数 99,523,246株

（注）発行済株式の総数には、自己株式18,807,549株が含まれています。

（3） 株主数 37,603名

（4） 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,911千株	18.5%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,844千株	8.5%
ニプロ株式会社	4,644千株	5.8%
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,186千株	2.7%
野村　絢	1,997千株	2.5%
株式会社滋賀銀行	1,617千株	2.0%
JPモルガン証券株式会社	1,366千株	1.7%
日本電気硝子取引先持株会	1,355千株	1.7%
日本証券金融株式会社	1,317千株	1.6%
日本電気硝子従業員持株会	1,013千株	1.3%

（注）1．当社は、自己株式を18,807,549株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2．持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

（5） 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	9,900株	5名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3．会社役員に関する事項」の「（2）取締役及び監査役の報酬等」の「② 当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しています。

（6） その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2023年10月30日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	6,468,000株
取得価額の総額	19,999,851,400円
取得した期間	2023年11月１日から2024年２月１日まで

② 自己株式の取得

2024年７月29日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	5,879,900株
取得価額の総額	19,999,728,700円
取得した期間	2024年７月30日から2024年12月18日まで

③ 自己株式の消却

2024年７月29日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却しました。

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	10,000,000株
消却後の発行済株式総数	89,523,246株
消却実施日	2025年１月31日

3．会社役員に関する事項

（1） 取締役及び監査役の氏名等（2024年12月31日現在）

氏　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
松　本　元　春	取締役会長（代表取締役）	
岸　本　　暁	社長（代表取締役）	社長執行役員　（担当：監査）
山　崎　博　樹	取　締　役	常務執行役員　（担当：基盤技術、知的財産、環境、製品安全、対外技術）
加　埜　智　典	取　締　役	常務執行役員　（統括：ガラス繊維事業） ガラス繊維事業本部長
森　井　　守	取　締　役	常務執行役員　（統括：総務、人事、資材、情報システム 担当：経理、企業戦略、マーケティング、営業管理、東京支社、貿易管理）
裏　出　令　子	取　締　役	国立大学法人京都大学名誉教授 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授
伊　藤　博　之	取　締　役	国立大学法人滋賀大学名誉教授 学校法人大阪経済大学経営学部教授
伊　藤　好　生	取　締　役	亀田製菓株式会社社外取締役 一般社団法人日中経済貿易センター代表理事会長
青　砥　な　ほ　み	取　締　役	国立大学法人広島大学半導体産業技術研究所特命教授 国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター特任教授（客員） ローツェ株式会社社外取締役
應　治　雅　彦	常勤監査役	
林　　嘉　久	常勤監査役	
矢　倉　幸　裕	監　査　役	公認会計士・税理士　矢倉公認会計士事務所代表
印　藤　弘　二	監　査　役	弁護士　はばたき綜合法律事務所パートナー 株式会社キーエンス社外監査役

（注）1．取締役青砥なほみ氏は、2024年３月28日開催の第105期定時株主総会において、新たに選任され、就任しています。
2．取締役裏出令子、伊藤博之、伊藤好生及び青砥なほみの４氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。
3．監査役矢倉幸裕及び印藤弘二の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。
4．監査役矢倉幸裕氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

5．当社は、当社の取締役及び監査役、執行役員、当社子会社（テクネグラス LLC、エレクトリック・グラス・ファイバ・UK, Ltd.、エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ, LLCを除く。）の取締役及び監査役、並びに関連会社に当社から派遣している取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしています。なお、保険料は当社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

6．当社は執行役員制度を採用しています。「担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、2025年１月１日付で執行役員の氏名及び担当は次のとおりとなりました。＊印を付した執行役員は取締役を兼務しています。

氏　名	担　　当
岸　本　　暁　＊	社長執行役員　担当：監査
山　崎　博　樹　＊	常務執行役員　担当：基盤技術、知的財産、製品安全、対外技術
加　埜　智　典　＊	常務執行役員　統括：ガラス繊維事業 ガラス繊維事業本部長
森　井　　守　＊	常務執行役員　統括：総務、人事、経理、資材、情報システム 担当：企業戦略、マーケティング、営業管理、東京支社、貿易管理
中　村　憲　生	常務執行役員　担当：コンシューマーガラス事業 コンシューマーガラス事業本部長
角　見　昌　昭	常務執行役員　統括：研究開発 研究開発本部長
小　林　正　宏	常務執行役員　担当：電子部品事業 電子部品事業本部長
堀　内　拓　男	常務執行役員　担当：ディスプレイ事業、薄膜事業 ディスプレイ事業本部長
金　谷　　仁	常務執行役員　担当：プロセス技術、環境 プロセス技術本部長
中　島　利　幸	常務執行役員　担当：総務、人事、経理 人事部長
織　田　英　孝	執行役員　担当：ディスプレイ事業（製造） ディスプレイ事業本部ディスプレイ事業部長
玉　村　嘉　之	執行役員　担当：資材、情報システム 資材部長
濵　島　　健	執行役員　担当：ガラス繊維事業（製造） ガラス繊維事業本部ガラス繊維事業部長
岡　　卓　司	執行役員　担当：電子部品事業（製造） 電子部品事業本部電子部品事業部長

氏　名	担　　当
和　田　正　紀	執行役員　担当：コンシューマーガラス事業（製造） コンシューマーガラス事業本部コンシューマーガラス事業部長
Eric Barrouillet	執行役員　担当：ガラス繊維事業（営業）
長　壽　　研	執行役員　担当：研究開発 研究開発本部副本部長兼開発部長

（2）取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容の概要について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることにより、当該方針に沿うものであると判断しています。

なお、取締役の業績向上に対するインセンティブを高めるため、社外取締役を除く取締役に対する賞与について、当事業年度より業績連動報酬等に変更しました。また、同賞与はこれまで定時株主総会において都度、その支給総額を決議していましたが、2025年3月28日開催の第106期定時株主総会における第６号議案「取締役の賞与限度額設定の件」でその限度額を設定することとし、同議案が原案どおり承認されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の一部変更を取締役会で決議しました。上記変更はいずれについても、指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決議しています。変更後の同方針の内容は次のとおりです。

1）取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く。）の額の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の月額（固定）報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、個々の職務、責任及び実績に応じて、業績（社外取締役を除く。）や当社の経営環境、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データに基づき他社水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

2）業績連動報酬等の業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、社外取締役を除く取締役に対する賞与として、株主総会で決議された総額の範囲内で、連結営業利益をその指標とし、経済情勢、事業状況、実施施策の状況、個々の評価等を踏まえ、決定するものとします。

3）非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式として、毎年一定の時期に割当てを行います。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式について株主総会で決議された総数の範囲内で、発行又は処分を受けるものとします。また、譲渡制限付株式の割当数の計算の基準となる支給額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、個々の職務、責任等と株価をベースに決定するものとします。

4）金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役については、業績目標達成及び中長期の企業価値向上に連動させるため定額報酬である月額（固定）報酬と、変動報酬である賞与・譲渡制限付株式報酬で構成し支給します。その比率は、支給額ベースで概ね「定額報酬：変動報酬＝６：４」とします。社外取締役については、独立性の観点から業績に関わらない月額（固定）報酬のみを支給します。

5）報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

月額（固定）報酬は、月例の固定報酬とします。賞与は、毎年一定の時期に支給します。

6）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の月額（固定）報酬及び賞与（社外取締役を除く。）は、次のとおり決定します。取締役会の諮問に基づき、社外取締役が委員長を務め、取締役会長、社長、社外取締役全員を委員とし、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会にてその具体的内容について審議を行います。委員の意見が同数で異なった場合を除き、取締役会への答申を不要とし、同委員会で決定された内容は取締役会で決議があったものとみなします。

社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な配分については、取締役会において決定するものとします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち、社外取締役）	338 (37)	242 (37)	60 (－)	35 (－)	9 (4)
監　査　役 （うち、社外監査役）	60 (14)	60 (14)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
計 （うち、社外役員）	398 (51)	302 (51)	60 (－)	35 (－)	13 (6)

（注）1．取締役の報酬等の総額には、2025年３月28日開催の第106期定時株主総会において決議予定の取締役賞与（60百万円）、及び当事業年度に費用計上した譲渡制限付株式報酬額（35百万円）が含まれています。

2．業績連動報酬等に係る業績指標は、連結営業利益であり、その実績は6,120百万円です。当該指標を選択した理由は、当社グループの事業成績を表す客観的な指標であり、業績連動報酬等の指標として適切であると判断したためです。同指標に加え、経済情勢、事業状況、実施施策の状況、個々の評価等を踏まえ、算出しています。

3．非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。また、当事業年度における交付状況は「２．会社の株式に関する事項」の「（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。

4．取締役の月額報酬限度額に関する株主総会の決議は、2000年６月29日開催の第81期定時株主総会においてなされ、その決議の内容は、取締役報酬額が月額2,800万円以内としています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、20名です。また、2019年３月28日開催の第100期定時株主総会及び2022年３月30日開催の第103期定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入すること、及び譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額１億円以内とする旨の決議をしています。当該両株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、６名です。

5．監査役の報酬に関する株主総会の決議は、2010年６月29日開催の第91期定時株主総会においてなされ、その決議の内容は監査役報酬額が月額600万円以内としています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名です。

6．「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、当事業年度に係る取締役の個人別の月額（固定）報酬の額及び賞与（社外取締役を除く。）は、取締役会の諮問に基づき、社外取締役である伊藤好生氏が委員長を務め、取締役会長である松本元春氏、社長である岸本暁氏、社外取締役である裏出令子氏、伊藤博之氏、青砥なほみ氏を委員とする指名・報酬諮問委員会にてその具体的内容について審議を行いました。委員の意見が同数で異なった場合を除き、取締役会への答申を不要とし、同委員会で決定された内容は取締役会で決議があったものとみなしています。取締役会が、実質的に指名・報酬諮問委員会に上記に関する権限を委任している理由は、取締役報酬の決定プロセスに透明性、客観性を確保するためです。

（3） 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係（2024年12月31日現在）

区　分	氏　名	重要な兼職の状況
取　締　役	裏　出　令　子	国立大学法人京都大学名誉教授 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授
取　締　役	伊　藤　博　之	国立大学法人滋賀大学名誉教授 学校法人大阪経済大学経営学部教授
取　締　役	伊　藤　好　生	亀田製菓株式会社社外取締役 一般社団法人日中経済貿易センター代表理事会長
取　締　役	青　砥　な　ほ　み	国立大学法人広島大学半導体産業技術研究所特命教授 国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター特任教授（客員） ローツェ株式会社社外取締役
監　査　役	矢　倉　幸　裕	公認会計士・税理士　矢倉公認会計士事務所代表
監　査　役	印　藤　弘　二	弁護士　はばたき綜合法律事務所パートナー 株式会社キーエンス社外監査役

（注）当社と上記「重要な兼職の状況」に記載した兼職先との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	裏 出 令 子	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、農学出身の理系研究者として、専門的な知識、豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見表明等を行い、業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
取 締 役	伊 藤 博 之	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、経営学者として、企業経営の研究に関する専門的な知識、豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見表明等を行い、業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
取 締 役	伊 藤 好 生	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、パナソニック株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）の経営に長年に亘って携わられ、会社経営に関する知識、豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見表明等を行い、業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
取 締 役	青 砥 な ほ み	当事業年度において2024年3月28日に就任以降開催した取締役会11回の全てに出席し、技術開発に関する専門的な知識、豊富な経験に基づき、業務執行に対する監督・助言などの役割を果たしています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬等の決定に、独立した立場から関与いただきました。
監 査 役	矢 倉 幸 裕	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。
監 査 役	印 藤 弘 二	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役又は社外監査役が当社に対して会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外取締役又は社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

4．会計監査人の状況

（1） 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2） 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第２条第１項の監査業務に係る報酬等の額	69百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
２．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査業務以外の業務として、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の賦課金の減免申請に関する確認業務を委託し、対価を支払っています。
３．「１．企業集団の現況に関する事項」の「（7）重要な子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社４社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
４．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠等について確認し、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

（3） 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任します。

また、監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、同法第344条の定めにより株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

（1） 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、①企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、②国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、③内部通報制度（窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所等）の運用を行います。これらの内容は、定期的に取締役会及び監査役に報告します。また、コンプライアンス委員会は、当社又は当社グループ各社の取締役又は執行役員が関与する法令違反行為等の通報を受け付け又は報告を受けた場合には、適時、その内容を監査役に報告します。

内部監査部門（監査部）は、内部監査規程及び監査計画に基づき、独立した立場で各部門及びグループ各社に対して内部監査を実施し、その状況を適宜社長及び監査役に報告します。

（2） 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（稟議その他の決裁書、会議議事録など）は、法令のほか文書管理規程をはじめとする社内規程等に基づいて、適切に保存、管理をします。

（3） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

定期的にリスク調査を行い、経営上のリスクの把握、対応等を行います。

また、当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク（資材等の調達、自然災害、事故災害、情報セキュリティ、環境等）については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行います。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者を決定し対策を講じます。

経営上特に重要な事項については、取締役会、経営会議で審議・報告します。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算（ビジネスプラン）を定めます。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討します。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどＩＴ技術を活用します。

（5） 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となるグループ企業行動憲章、グループ企業行動規範を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用します。コンプライアンス委員会は、当社又は当社グループ各社の取締役又は執行役員が関与する法令違反行為等の通報を受け付け又は報告を受けた場合には、適時、その内容を監査役に報告します。

また、当社グループ各社は、財務報告の適正性を確保するために必要な組織体制を整備・運用し、内部監査部門（監査部）がその有効性を評価します。

このほか、子会社に役員を派遣し、各子会社の担当の執行役員を定め、事業遂行上の相談を受け付ける体制を敷くとともに、本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決します。また、定期的に当社及び子会社を対象にリスク調査を行い、当社グループとしてのリスクの把握を行い、適宜対応します。特に海外子会社については、重大な自然災害の発生等、当社に報告すべき事項のリストを作成し、問題が生じた場合の把握、対応に努めます。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図ります。

当社グループ業務の効率面では、グループファイナンスやグループ共通の会計システムを活用します。

（6） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助します。また、当該従業員の異動等の取扱いについては、監査役の意見を尊重します。

（7） 監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに監査役へ報告を行います。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行います。さらに、コンプライアンス委員会は、当社又は当社グループ各社の取締役又は執行役員が関与する法令違反行為等の通報を受け付け又は報告を受けた場合には、適時、その内容を監査役に報告します。

このほか、取締役及び従業員は、監査役が要求した場合には速やかに報告を行います。

子会社の監査上の問題把握のため、監査役は、子会社の監査役と適宜連携を図ります。

（8） 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の運用状況は適宜監査役に報告していますが、社内規程において、内部通報制度による通報者に対して、通報を理由とした解雇その他のいかなる不利益取扱いも禁止します。

（9） 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役からの申請に基づき、支払い処理を行います。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行います。

6．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

運用状況は次のとおりです。

①主な会議の開催状況について

当事業年度における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は、14回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席しました。各事業部会議は主に月次で開催され、予算の進捗、事業計画の見直し等について討議を行いました。その他、監査役会は13回、経営会議は24回、コンプライアンス委員会は２回開催しました。

このほか、CSR委員会を設置しています。その概要及びCSRの推進体制については、「１．企業集団の現況に関する事項」の「（5）対処すべき課題 <サステナビリティへの取り組み>」に記載のとおりです。

②監査役の職務の遂行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、社内の重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、又はこれらの会議の議事録等の関係書類を閲覧しました。また、当社の代表取締役、取締役、執行役員及び子会社取締役等と、適宜面談を実施しました。

このほか、監査役は、会計監査人、内部監査部門（監査部）及び子会社監査役との間で適宜会合を行い、積極的に連携を図りました。

③内部監査について

内部監査部門（監査部）は、当社グループ全体のコンプライアンス強化に資することを目的として、作成した内部監査計画に従って各部門及び子会社の業務監査等を行い、監査結果については、社長、取締役会及び監査役会に報告しています。

④リスクの把握・対応について

事業運営に大きな影響を与える可能性のあるリスクを、適時、適切に把握し、そのリスクを回避、軽減する措置を講じるためリスク調査を実施し、調査結果を踏まえたリスクの評価、対応策の検討を行っています。また、災害の発生に備え、BCP（事業継続計画）の対応訓練も実施しています。

その他、国内外グループ企業を対象に内部通報制度を導入しています。

⑤主な教育・研修の実施状況について

コンプライアンス委員会にてコンプライアンスに関する教育計画を策定し、実行しています。

当社は10月をコンプライアンス強化月間と定めており、当事業年度においても、当社、国内子会社及び海外子会社従業員を対象とした社内研修会、並びに役員及び幹部社員を対象とした外部講師による経営トップ向け講演会を実施しました。

また、関係者を対象とした独占禁止法研修会も実施しました。

その他、月１回、身近に起こりそうな事例を取り上げたケースシートを配布するなど、コンプライアンス意識の向上を図っています。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、比率及び１株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表（2024年12月31日現在）

（単位　百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**285,495**
現金及び預金	123,964
受取手形、売掛金及び契約資産	58,732
電子記録債権	1,043
商品及び製品	51,620
仕掛品	1,025
原材料及び貯蔵品	42,598
その他	6,700
貸倒引当金	△189
固定資産	**409,668**
有形固定資産	**353,854**
建物及び構築物	63,112
機械装置及び運搬具	263,243
土地	12,524
建設仮勘定	10,984
その他	3,990
無形固定資産	**4,357**
投資その他の資産	**51,456**
投資有価証券	43,132
繰延税金資産	1,387
その他	15,348
貸倒引当金	△8,412
資産合計	**695,163**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**123,007**
支払手形及び買掛金	39,444
短期借入金	45,777
未払法人税等	6,353
その他の引当金	67
その他	31,363
固定負債	**84,597**
社債	20,000
長期借入金	45,488
繰延税金負債	6,451
特別修繕引当金	6,242
その他の引当金	2
退職給付に係る負債	1,541
その他	4,870
負債合計	**207,604**
（純資産の部）	
株主資本	**417,452**
資本金	32,155
資本剰余金	34,279
利益剰余金	411,024
自己株式	△60,007
その他の包括利益累計額	**66,568**
その他有価証券評価差額金	17,299
繰延ヘッジ損益	△68
為替換算調整勘定	49,336
非支配株主持分	**3,539**
純資産合計	**487,559**
負債及び純資産合計	**695,163**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書（2024年１月１日から2024年12月31日まで）

（単位　百万円）

科　目	金　額	
売上高		**299,237**
売上原価		**244,914**
売上総利益		**54,322**
販売費及び一般管理費		48,202
営業利益		**6,120**
営業外収益		
受取利息	916	
受取配当金	1,344	
為替差益	4,563	
補助金収入	1,311	
その他	1,950	10,087
営業外費用		
支払利息	1,103	
固定資産除却損	1,216	
休止固定資産減価償却費	644	
その他	826	3,790
経常利益		**12,417**
特別利益		
固定資産売却益	27,767	
投資有価証券売却益	9,177	
その他	357	37,303
特別損失		
減損損失	23,826	
その他	2,129	25,956
税金等調整前当期純利益		**23,764**
法人税、住民税及び事業税	10,063	
法人税等調整額	1,155	11,218
当期純利益		**12,546**
非支配株主に帰属する当期純利益		454
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,091**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書（2024年１月１日から2024年12月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	32,155	34,273	409,910	△ 31,932	444,407
当期変動額					
剰余金の配当			△ 10,977		△ 10,977
親会社株主に帰属する当期純利益			12,091		12,091
自己株式の取得				△ 28,105	△ 28,105
自己株式の処分		5		30	36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	−	5	1,114	△ 28,074	△ 26,954
当期末残高	32,155	34,279	411,024	△ 60,007	417,452

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	16,785	38	25,814	42,638	3,084	490,130
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,977
親会社株主に帰属する当期純利益						12,091
自己株式の取得						△ 28,105
自己株式の処分						36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	513	△ 106	23,522	23,929	454	24,384
当期変動額合計	513	△ 106	23,522	23,929	454	△ 2,570
当期末残高	17,299	△ 68	49,336	66,568	3,539	487,559

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表（2024年12月31日現在）

（単位　百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**134,187**
現金及び預金	32,587
受取手形	327
電子記録債権	722
売掛金	35,668
商品及び製品	21,344
仕掛品	1,957
原材料及び貯蔵品	25,155
その他	16,454
貸倒引当金	△28
固定資産	**404,173**
有形固定資産	**165,245**
建物及び構築物	16,002
機械及び装置	138,579
車両運搬具及び工具器具備品	685
土地	5,772
建設仮勘定	4,206
無形固定資産	**672**
投資その他の資産	**238,255**
投資有価証券	37,477
関係会社株式	110,409
関係会社出資金	57,175
長期貸付金	27,191
その他	14,412
貸倒引当金	△8,412
資産合計	**538,361**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**80,514**
買掛金	27,829
短期借入金	28,800
未払金	8,061
未払費用	5,694
未払法人税等	5,212
その他の引当金	60
その他	4,856
固定負債	**70,422**
社債	20,000
長期借入金	40,000
繰延税金負債	3,899
特別修繕引当金	6,242
その他の引当金	3
その他	276
負債合計	**150,936**
（純資産の部）	
株主資本	**370,177**
資本金	32,155
資本剰余金	34,263
資本準備金	33,885
その他資本剰余金	377
利益剰余金	363,765
利益準備金	2,988
その他利益剰余金	360,777
別途積立金	205,770
繰越利益剰余金	155,007
自己株式	△60,007
評価・換算差額等	**17,247**
その他有価証券評価差額金	17,299
繰延ヘッジ損益	△52
純資産合計	**387,425**
負債及び純資産合計	**538,361**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書（2024年１月１日から2024年12月31日まで）

（単位　百万円）

科　目	金　額	
売上高		**139,397**
売上原価		**115,254**
売上総利益		**24,143**
販売費及び一般管理費		21,269
営業利益		**2,874**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	9,775	
為替差益	1,784	
その他	2,062	13,623
営業外費用		
支払利息	333	
固定資産除却損	658	
休止固定資産減価償却費	265	
その他	578	1,836
経常利益		**14,661**
特別利益		
固定資産売却益	17,499	
投資有価証券売却益	9,177	
その他	2	26,679
特別損失		
減損損失	12,863	
その他	1,929	14,792
税引前当期純利益		**26,547**
法人税、住民税及び事業税	5,854	
法人税等調整額	2,844	8,699
当期純利益		**17,848**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書（2024年１月１日から2024年12月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	32,155	33,885	372	34,258	2,988	205,770	148,136	356,894	△31,932	391,375
当期変動額										
剰余金の配当							△10,977	△10,977		△10,977
当期純利益							17,848	17,848		17,848
自己株式の取得									△28,105	△28,105
自己株式の処分			5	5					30	36
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	5	5	－	－	6,871	6,871	△28,074	△21,197
当期末残高	32,155	33,885	377	34,263	2,988	205,770	155,007	363,765	△60,007	370,177

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	16,785	△35	16,750	408,126
当期変動額				
剰余金の配当				△10,977
当期純利益				17,848
自己株式の取得				△28,105
自己株式の処分				36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	513	△17	496	496
当期変動額合計	513	△17	496	△20,701
当期末残高	17,299	△52	17,247	387,425

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年２月17日

日本電気硝子株式会社
取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人　京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	洪　　性　禎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝　　静　太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　西　洋　平

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の2024年１月１日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年２月17日

日本電気硝子株式会社
取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人　京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	洪　　性　禎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝　　静　太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　西　洋　平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の2024年１月１日から2024年12月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年１月１日から2024年12月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下のとおり監査を実施いたしました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、監査部その他の使用人等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月18日

日本電気硝子株式会社　監査役会

常勤監査役　應　治　雅　彦 ㊞
常勤監査役　林　　嘉　久 ㊞
社外監査役　矢　倉　幸　裕 ㊞
社外監査役　印　藤　弘　二 ㊞

（ご参考）

連結キャッシュ・フロー計算書（要約）（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

（単位　百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	**52,200**
税金等調整前当期純利益	23,764
減価償却費	28,937
減損損失	23,826
投資有価証券売却損益（△は益）	△9,177
固定資産売却損益（△は益）	△27,899
為替差損益（△は益）	△5,362
売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）	4,390
棚卸資産の増減額（△は増加）	18,086
仕入債務の増減額（△は減少）	△7,764
法人税等の支払額	△4,229
その他	7,628
投資活動によるキャッシュ・フロー	**42,601**
投資有価証券の売却による収入	10,712
固定資産の取得による支出	△17,136
固定資産の売却による収入	49,030
その他	△5
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△48,832**
長短借入金の純増減額（△は減少）	△8,539
自己株式の取得による支出	△28,105
配当金の支払額	△10,977
その他	△1,210
現金及び現金同等物に係る換算差額	**2,531**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**48,499**
現金及び現金同等物の期首残高	**75,083**
現金及び現金同等物の期末残高	**123,582**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以　上

株主総会会場 ご案内図

会場

滋賀県大津市御殿浜15番8号
NIHO

交通

- JR 琵琶湖線「石山駅」下車
  北出口より徒歩約15分
- JR 琵琶湖線「石山駅」下車
  南出口より京阪電鉄
  （びわ湖浜大津・坂本比叡山口方面行き）
  に乗り換え「粟津駅」 下車　徒歩約５分

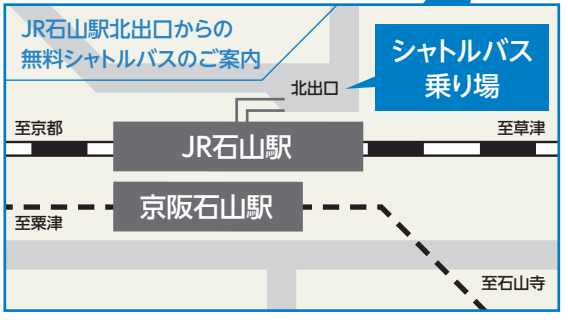
※お車でのご来場はお控えくださいますよう
お願い申し上げます。



無料シャトルバス運行時刻表

○9:00　○9:15　○9:30

※シャトルバスの座席数に限りがあります。
あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。



ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。